

## 地域自治制度の成果等を踏まえた今後の地区行政の進め方について

### 1 趣旨

市町合併を機に上河内・河内地域に導入された地域自治制度については、平成 29 年度に合併 10 年の節目となることから、制度導入等による成果を踏まえた今後の地区行政の進め方についてお知らせするもの

### 2 地域自治制度導入と市町合併による成果

#### (1) 上河内・河内地域の成果

- ・ 地域自治会議の答申により、合併市町村基本計画の主要事業が円滑に進捗し、生活環境が大幅に向上している。

##### 【主な事業】

- ・ 公共下水道整備事業、土地区画整理事業、道路新設改良事業、地域自治センター整備事業
  - ・ 市町合併したことにより、保健所業務や、高齢者、児童の福祉事業など保健福祉分野を中心とした市民に身近な業務が拡充され、住民サービスの水準が向上した。
  - ・ まちづくり協議会の設立で、旧市と同一のまちづくりの仕組みが構築されたことにより、地域における各種団体の自立化が促進されている。
- ⇒ 住民サービスが向上するとともに、地域住民の意思が反映された施策・事業が円滑に進捗するなど、住民主体のまちづくりが推進されている。

#### (2) 旧市域の成果

地域自治センターでのみ取り扱っていた業務を地区市民センター等へ拡充（123 業務）したことにより、平成 26 年度の全ての地域行政機関における申請書等の取扱件数は、合併時と比較して約 20 パーセント増加し、市民意識調査においても「地域行政機関を利用しやすい」と回答する市民の割合が上昇している（平成 26 年度 62.5 パーセント）。

⇒ 地区市民センター等への取扱業務の拡充により、市民の窓口として、幅広い相談受付や意見聴取を行うなど、地区市民センター等の地域の拠点としての機能が強化された。

### 3 総括

地域自治制度が、地区行政を先導してきたことにより、全市域において地域特性を活かした魅力ある地域づくりが推進されるとともに、地区市民センター等が地域自治センターのサービスレベルにまで引き上げられ、「旧町の各地域が、地域主体のまちづくりを推進しながら、新市としての一体性を速やかに確保するとともに、全ての地域行政機関の機能を向上させる」という地域自治制度の所期の目的が達成された。

#### 4 今後の地区行政の進め方

地域自治制度については、所期の目的が一定達成されたことから、合併10年の節目に当たる平成29年3月末をもって終了することとし、引き続き、全市的に地区行政を推進していくため、次の項目に取り組んでいく。

##### (1) 平成28年4月から

###### (地域行政機関における機能と業務の全市的な整合)

###### ア 地域自治センターにおける業務

地域自治センター産業土木課で取り扱っている専門的な業務を所管部署に集約することにより、効果的な道路維持・修繕等の執行を図る。

なお、市民からの産業・土木の相談業務については、地域づくり課で受け付け、業務本課につなぐことにより、地域の窓口としての機能強化を図る。

###### イ 人づくりとまちづくりの一体的推進

地域自治センターと生涯学習センターを一体化する（河内地域は平成28年4月、上河内地域は平成28年10月頃供用開始予定）とともに、住民主体のまちづくりを更に促進していくため、新たなセンターの供用開始時期に合わせて市民がまちづくりの活動拠点として利用することが可能なコミュニティセンターとしての機能も付加する。

##### (2) 平成29年4月から

###### (地区行政の更なる推進)

###### ア 発展した地区行政の推進

協働のパートナーであるまちづくり協議会との連携を強化しながら、地域自治制度の成果により発展してきた地区行政を引き続き全市的に推進することにより、住民主体の地域まちづくりを促進していく。

###### イ 全市統一的な行政運営

地域自治センターについては、次のとおりとし、効率的な行政運営を図りながら、全市の一体性を確保していく。

- ・ 地域自治センターの名称については、多くの地域で長年親しまれている名称である「地区市民センター」に変更する。
- ・ 体制については、地域の窓口としてワンストップでのサービス提供に適した体制とする。
- ・ 上河内・河内地域の保健福祉サービス提供機能は、河内地区市民センターに統合し、業務を執行する。なお、この統合に伴い、上河内保健センターと河内保健センターの施設は、健康づくり等の場としての利活用を検討する。